

希少言語に対応した電話通訳サービス

厚生労働省では、外国人患者を受け入れる医療機関に対し、民間サービスが少なく通訳者の確保が困難な希少言語に対応した遠隔通訳サービスを実施しております。
(受託事業者:メディフォン株式会社)

本事業では、民間サービスが少なく通訳者の確保が困難な希少言語に対して遠隔通訳サービスを提供いたします。医療機関の皆様におかれましては、本サービスをご理解いただき、積極的にご活用ください。

提供期間	2025年4月1日 から 2026年3月31日 まで
利用対象	全国の医療機関 ※サービスの利用には登録が必要です(次ページ参照)
提供内容	電話による遠隔通訳サービス (二地点・三地点による三者間通話) <利用例> ・医療機関に来院した外国人患者との会話(二地点) ・医療機関⇄外国人患者との電話連絡時における会話(三地点) ※詳細は、別紙の「利用方法」をご確認ください。
提供時間	24時間
提供言語	タイ語、マレー語、インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語
利用料金	最初の10分:1,500円、以降5分ごと:500円 ※ウクライナ語の利用料は無料 通話料は利用者負担

上記サービスの他、夜間・休日における外国人対応に関してお困りごとがある場合は、以下の相談窓口をご利用ください。

【厚生労働省 夜間・休日ワンストップ窓口】050-1725-1800
(受付時間:平日17時から翌朝9時まで、土日祝日および年末年始24時間)

本サービスをご利用になるには、**事前の利用登録**が必要です。

※2025年3月までにご登録済みの医療機関は、改めてのお申込みは不要です。

※利用登録前に緊急で本サービスの利用を希望される場合は、運営事務局にお問い合わせください。

1~3営業日程度 ※土日祝は除く



- ①別紙の「利用登録申込書」に必要事項をご記入の上、以下の宛先までメール(またはFAX)にてご送付ください。

提出先:厚生労働省希少言語に対応した遠隔通訳サービス運営事務局
【 E-mail 】 mhlw-office@mediphone.jp

※FAX番号は利用登録申込書に記載

- ②事務局にて利用登録の手続きが完了しましたら、メールで利用方法をご案内いたします。

<利用登録完了後にお送りする資料>

- ✓ 通訳依頼用の電話番号を記載した利用ガイド
- ✓ 言語確認用の指差しシート

ご利用方法については別紙の「ご利用方法」をご確認ください。

注意事項

- ・ 通話料は利用者にて負担となります。
- ・ 通訳費用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月末払いで請求書を発行いたします。
- ・ サービスの契約料、月額利用料などはありません。
- ・ 本サービスの利用には上記の手順で事前の利用登録申し込みが必要です。
- ・ ご不明な点がございましたら下部に記載の運営事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先(運営事務局)

厚生労働省希少言語に対応した遠隔通訳サービス運営事務局(受託事業者:メディフォン株式会社)

TEL: 050-3172-8522 (平日9:00-17:00)

050-3171-3244 (平日17:00-翌9:00、土日祝日および年末年始24時間)

E-mail: mhlw-office@mediphone.jp